

栃木県わがまち協働推進事業実施要綱

(目的)

第1条 栃木県わがまち協働推進事業（以下「本事業」という。）は、地域が持つ様々な資源や、魅力を活かすなどしながら、住民自らが発案し、主体となって取り組む地域づくり活動や、新たな地域づくりの可能性開拓と相乗効果の創出に向け、市町の枠を越えた広域的な取組を推進することで、地域の自立と活性化、持続的な発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり団体 栃木県内の当該市町村で地域づくり活動を行う団体であって、規約、役員、会計等が明確であるもの（営利を目的とする団体を除く。）
- (2) ソフト事業 地域づくりのために行う事業のうちハード事業を除くもの
- (3) ハード事業 ソフト事業の実施に当たり付随する土地の造成（造園、植栽工事を含む。）、建物の増改築及び解体並びに工作物の取得、整備、増改築及び解体

(事業区分)

第3条 本事業は、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 住民協働事業 地域づくり団体又はその連合体（以下「地域づくり団体等」という。）が、住民との協働により各市町村において取り組むソフト事業及びハード事業
- (2) 広域連携事業 栃木県内の複数の市町村又は複数の市町村の地域づくり団体等が、市町村の範囲を越えて広域的に取り組むソフト事業

(事業の特徴)

第4条 本事業が期待する効果は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新たな価値の創出 地域づくりの面で新たな付加価値が生み出されること
- (2) 継続性 将来にわたり継続的に実施されていくこと

(事業への支援)

第5条 県は、本事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、予算の範囲内において、別に定めるところにより、栃木県わがまち協働推進事業交付金（以下「交付金」という。）を、本事業に補助又は負担する市町村に交付するものとする。

(交付対象外事業)

第6条 交付金の交付対象とならない事業は、別表1に掲げるものとする。

(交付対象経費)

第7条 交付金の交付対象となる経費は、対象事業の実施に要する経費から別表2に掲げる経費及び負担金、協賛金等の特定財源（交付対象とならない経費に充当するものを除く。）の額を控除したものとする。

(事業計画の策定)

第8条 交付金の交付を受けようとする市町村長は、栃木県わがまち協働推進事業計画書（別

記様式第1号。以下「計画書」という。)を策定するものとする。

(県の支援期間)

第9条 本事業の県の支援期間は、平成27年度までとする。

2 本事業における計画書ごとの事業(以下「単位事業」という。)に対する県の支援期間は、最大3年間とする。

(事業実施にあたっての留意)

第10条 市町村長は、交付金の交付決定前に、事業主体が単位事業に着手する場合は、事前着手届(別記様式第2号)を知事に提出するものとする。

2 市町村長は、地域づくり団体等が、本事業を実施する場合において、この要綱その他県の関係規定及び市町村の関係規定を遵守し、適切に実施しているか監督するものとし、必要に応じ適切な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

3 知事は、地域づくり団体等に対し、本事業の実施状況及び経理処理状況について、必要な調査を行うことができる。

(事業成果等の把握)

第11条 市町村長は、単位事業の進捗及び成果等について、的確な把握に努めるものとする。

2 本事業を実施した市町村長は、当該年度の単位事業の成果について、毎年度終了後の4月15日までに、本事業に係る栃木県わがまち協働推進事業成果調書(別記様式第3号。以下「成果調書」という。)を知事に提出するものとする。

3 前項の規定に基づく成果調書は、県の支援期間の翌年度分まで作成し、提出するものとする。

(事業成果の公表)

第12条 知事及び市町村長は、前条の規定に基づく成果調書について、少なくとも県の支援期間の翌年度分まで、毎年度公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

別表1（第6条関係）

番号	対象外事業
1	宗教、政治、選挙活動を目的とした事業
2	公序良俗に反する事業
3	国、県、団体等他の補助事業で適切な対応が可能である事業
4	交付金の交付を受けようとする前年度までにおいて、交付金の交付を受けずに実施していた事業
5	本事業の県の支援期間終了後の事業継続が見込まれない事業
6	その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める事業

別表2（第7条関係）

番号	対象外経費
1	土地の測量、購入、補償に要する経費
2	建物の購入、補償、新築及び新築に要する原材料の購入に要する経費
3	公用施設の取得、整備、修繕に要する経費
4	食糧費（ただし、事業目的のために招聘した外部講師等特殊技能又は知識を有する者に対する経費を除く。）
5	人件費、事務室の賃借料、光熱水費等事業の実施に直接必要とされない施設、団体に要する経常的な管理運営経費
6	ハード事業の内、その事業の成果物が、住民と協働で実施されるソフト事業により活用されないものに要する経費
7	単価20万円以上の物品の購入に要する経費
8	住民個人に対し金銭を支出する経費（ただし、当該住民に金銭を給付しなければ地域づくりの効果が発揮されない経費を除く。）
9	基金等への積み立てに要する経費
10	その他本事業の目的に照らし知事が適当でないと認める経費